

契約条項（案）

この契約では、契約金額、契約保証金に関する条項の外、下記に相当する内容の契約条項を定める予定であるので、あらかじめ、承知しておくものとする。

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 8 年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名：令和 8 年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借
- (2) 業務の内容及び経費：別添令和 8 年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（契約期間）

第 2 条 乙は、前条に掲げる業務（以下「業務」という。）の契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約期間：契約締結日から令和 13 年 12 月 31 日まで
- (2) 納入・構築業務の履行期限：令和 8 年 12 月 31 日まで
- (3) 賃貸借業務の履行期間：令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで

（業務の実施方法）

第 3 条 乙は、業務を仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

（契約金額）

第 4 条 甲は、業務に要する費用として金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円）を乙に支払うものとする。なお、納入・構築業務及び賃貸借業務に係る費用は次のとおりとする。

- (1) 導入・構築業務に係る費用：委託料金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円）
- (2) 賃貸借業務に係る費用：月額金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円）

（契約保証金）

第 5 条 (A) 契約保証金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

(B) 契約保証金は、免除する。

(注) 場合に応じ、(A) 又は (B) を選択します。

（担当技術者の選任）

第 6 条 乙は、業務の実施に当たり、主任技術者及び担当者を選任するとともに、甲に文書でその旨を報告するものとする。

2 前項の主任技術者は、業務についての技術上の統括責任を有するものとする。

3 乙のこの業務を担当する主任技術者及び担当者は、委託業務に伴い甲が提供した情報及び知り得た秘密を、この業務を担当する主任技術者及び担当者以外のものに漏らしてはならない。

(著作権及び所有権の帰属等)

第 7 条 この業務により新規に発生したプログラム、データベース等の成果品の著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の規定に関する権利を含む。以下同じ。）及び成果品のうち甲又は乙がこの契約締結以前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、業務が完了し、甲が乙に対し委託費を支払ったときに乙から甲に移転するものとする。ただし、乙が、この契約締結以前に有する著作権は乙に留保されるものとする。

2 乙が、業務の実施に当たり、第三者が著作権を有する著作物を利用する場合は、事前に甲の承認を受けるものとし、乙は、この契約締結以前から著作権を有する著作物の複製物について、甲が成果品を使用するため、甲が当該著作権を利用することを許諾するものとする。

3 乙は、第 1 項及び前項に基づき甲に著作権を譲渡し、又は甲に利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(実施計画)

第 8 条 乙は、業務の実施に当たり、事前に甲に対して作業実施計画書を提出し、甲の承認を得るものとする。

2 前項の規定により提出された作業実施計画書については、甲がその内容を不相当と認めるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第 9 条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供することができない。

(検査)

第 10 条 乙は、納入・構築業務を完了したときは、すみやかに作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、賃貸借業務について、毎月末に当該月の作業報告その他甲の定める文書を作成し、甲に提出の上、甲の検査を受けなければならない。

3 甲は、第 1 項及び前項の検査の結果不相当と認めたときは、乙に業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(契約代金の支払)

第 11 条 乙は、前条第 1 項の規定により、甲の検査に合格し、甲が納入・構築業務を完了したと認めたときは、当該納入・構築業務に相応する委託料相当額を請求することができる。

2 乙は、前条第 2 項の規定により、甲の検査を受けたときは、月毎に、当該月分の賃貸借業務に係る賃貸借料月額相当額を請求することができる。

3 甲は、前二項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から 30 日以内に委託料または賃貸借料を乙に支払うものとする。

3 甲の責めに帰す理由により前項の規定による支払いが遅れた場合は、乙は、甲に対して、当該未払額につきその遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に定める率で計算した額を遅延利息として、甲に請求できるものとする。ただし、100 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（調査等）

第 12 条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（業務内容の変更）

第 13 条 甲は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅滞等）

第 14 条 乙は、履行期限までに業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託費につきその延長日数に応じ、民法第 404 条第 1 項に定める率で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

（再委託等の禁止）

第 15 条 乙は、この契約の履行について、業務の全部若しくは主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ甲に対して再委託承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

（甲の解除権）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 乙がその責めに帰す理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約後相当期間経過しても業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙から次条第2項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

(B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託費の10パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(注) 契約保証金がある場合は (A)、免除の場合は (B) を選択します。

(業務の変更等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(契約不適合)

第 18 条 乙は、納入成果に契約の内容に適合しないものがあつたときは、乙の負担でこれを補正しなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務終了後も同様とする。

2 前項の規定は、第 15 条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の守秘義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」及び別記 2「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この業務終了後も同様とする。

2 前項の規定は、第 15 条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(情報セキュリティ)

第 21 条 乙は、別記 3「情報セキュリティに関する特記事項」に係る遵守事項を遵守しなければならない。

(記憶装置のデータ消去及び破壊)

第 22 条 乙は、この契約による事務を処理するための記憶装置のデータ消去及び破壊については、別記 4「記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書」に基づきデータ消去及び破壊を実施しなければならない。

(保険)

第 23 条 機器等に係る賃貸借期間中の必要な保険については、乙が付保手続きを行い、保険料は乙の負担とする。

(書類の整備)

第 24 条 乙は、業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を業務の完了の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第 26 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判

所を第一審の裁判所とする。

(電子契約)

第 27 条 本契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日に関わらず、本契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

(その他)

第 28 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 宮 崎 泉

乙 住 所
氏 名 印

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第 14 の 4 関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第 14 の 4 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容

特定個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）に基づき、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう特定個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の届出

- 1 乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により和歌山県知事（以下「甲」という。）に報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、取り扱う場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

- 1 乙は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6 守秘義務

- 1 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 乙は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 特定個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を保持している間は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 特定個人情報を取り扱う事務、特定個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 特定個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において特定個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する特定個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された特定個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の特定個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

第14 特定個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する特定個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を特定個人情報の消去又は廃棄申請書（別記第1号様式）により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、特定個人情報の消去又は廃棄報告書（別記第2号様式）により甲に対して報告しなければならない。

第15 定期報告及び緊急時報告

- 1 乙は、甲から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記第1号様式（第14の2関係）

特定個人情報の消去又は廃棄申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、特定個人情報取扱特記事項第14の2に基づき、特定個人情報を消去又は廃棄することを申請します。

記

1. 消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目
2. 媒体名
3. 数量
4. 消去又は廃棄の方法
5. 処理予定日

別記第 2 号様式（第 14 の 5 関係）

特定個人情報の消去又は廃棄報告書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

（受託者・指定管理者）

（和歌山県知事から受託した〇〇〇〇業務）に関して、特定個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、特定個人情報取扱特記事項第 14 の 5 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 消去又は廃棄を行った日時
2. 担当者名
3. 消去又は廃棄の内容

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(委託事業者の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業員に従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

3 前2項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、本委託業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第6 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第8 乙は、本委託業務において甲から提供を受けた情報について、本委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第9 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第10 乙は、本委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第13 甲は、本委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第14 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

4 前項の規定は、第5の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第15 乙は、本委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第16 乙は、本委託業務の遂行に当たって、本委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第17 乙は、本委託業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第18 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(監査及び検査)

第19 甲は、本委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第20 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下、「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第21 乙は、本委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第 22 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書

(趣旨)

第 1 記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書（以下「本仕様書」という。）は、知事部局が管理するシステム及び端末（以下「情報システム」という。）のデータ消去及び破壊について必要な事項を定めるものとする。

ただし、次の各号の何れかに該当する場合は処理に代えることが出来るものとする。

- (1) 県が利用を認めた外部サービスであって、サービス内で適切な処理を実施する場合
- (2) 処理が実施されたことを政府機関等又は第三者機関によって認証等されることが明らかと県が認めた場合

(用語の定義)

第 2 本仕様書において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 記憶装置とは、情報システムが停止した後もデータの保存を継続する装置のことをいう。
- (2) 処理とは、情報システムの記憶装置上の対象データへのアクセスを不可能な状態にする行為をいう。

(処理場所)

第 3 処理場所は、県組織の敷地内とする。

なお、情報システムの記憶装置の設置場所が県組織の敷地外にある場合は、当該設置場所にて処理を行うこと。

(処理者)

第 4 県から委託を受けた者（以下「受託者」という。）又は受託者から処理を請け負った者（以下「請負者」という。）とする。

なお、第 6 の 1 のただし書きに該当する場合を除き、処理は立ち会いも含め 2 名以上で実施すること。

(記憶装置の処理手順)

第 5 処理者は、障害等による交換を含め機器を撤去する前に、処理場所において、記憶装置上の情報を本細則で規定する方法で全て処理すること。

ただし、マイナンバー利用事務系システムの記憶装置については、すべて物理的な方法により破壊すること。

(立ち会い)

第 6 受託者又は請負者が処理を行う場合は、原則として、県職員が立ち会うものとする。

ただし、予期し得えず開庁時間以外で処理を行わなければならない場合（以下「緊急処理」という。）、受託者又は請負者が第 6 の 2 で定める手続き（以下「代行手続き」という。）を実施することにより、県職員の立ち会いを要しないこととする。

2 代行手続きは、次のとおりとする。

(1) 緊急処理の内容を記した報告書（別記第1号様式。以下「緊急処理報告書」という。）及び処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を県に提出すること。

(2) 緊急処理報告書は、処理した日の翌開庁日までに提出すること。

（処理の方法）

第7 処理にあたっては、米国国立標準技術研究所規格（NIST SP800-88 rev.1）の消去、除去又は破壊の方式によるものとし、当該規格の付録Aに記載されている方法にて、記憶装置の媒体ごとに適した方法で処理すること。

ただし、本方式と同等以上のレベルでデータ消去をおこなえる場合は、この限りでない。

（処理同等措置）

第8 受託者又は請負者は、処理と同等の措置（以下「処理同等措置」という。）を行うことが出来ると考える場合は、次の各号に掲げる事項を全て満たすことが出来ると分かる内容を記した申請書（別記第2号様式。以下「処理同等措置利用申請書」という。）を予め県に対し提出することができるものとする。

この場合、処理同等措置利用申請書の内容を県が認めた場合に限り、受託者又は請負者は処理同等措置を行うことが出来るものとする。

ただし、処理同等措置は処理場所において行わなければならない。

(1) 処理場所にて、記憶装置に対し暗号化や専用ツール等によるセキュリティロックをかける等の技術的安全対策（以下「技術的安全対策措置」という。）が可能であること。

(2) 技術的安全対策措置を実施した場合、データ復元ソフト等を利用して記憶装置に記憶された情報を読み出すことは一切不可能であること。

(3) 技術的安全対策措置を実施した後は解除することが不可能であること。

(別記第1号様式)

年 月 日

和歌山県知事 様

(団体名)

(処理者)

部署名

職 名

署 名

緊 急 処 理 報 告 書

下記のとおり緊急処理を実施したので報告します。

なお、報告に反して緊急処理を実施していなかった場合、本報告書で署名した者は連帯して一切の責任を負います。

記

- 1 契約件名
- 2 緊急処理を行った理由
- 3 緊急処理の実施日時
年 月 日、 時 分
- 4 緊急処理の実施場所
- 5 緊急処理の内容
- 6 報告者以外の処理者（複数で処理を行った場合のみ記述）

(団体名) (処理者) 部署名 職 名 署 名 _____
(団体名) (処理者) 部署名 職 名 署 名

(団体名) (処理者) 部署名 職 名 署 名 _____
(団体名) (処理者) 部署名 職 名 署 名

(注) 処理をしたと判る資料（写真、データ消去証明書等）を添付すること

(別記第2号様式)

年 月 日

和歌山県知事 様

(団体名)

(代表者)

職名

氏名

処 理 同 等 措 置 利 用 申 請 書

下記の契約で利用する記憶装置の交換又は廃棄にあたり、「記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書」に規定する処理同等措置の利用を認めて頂くようお願いします。

なお、下記に反した処理を行った場合又は下記の処理同等措置を行った場合でも記憶装置に記憶された情報を読み出すことが出来た場合は一切の責任を負います。

記

1 契約件名

2 処理同等措置の内容

(1) 処理場所にて、記憶装置に対し専用ツール等によるセキュリティロックをかける等の技術的安全対策（以下「技術的安全対策措置」という。）が可能です。

（具体的な措置内容）

(2) 技術的安全対策措置を実施した後は、データ復元ソフト等を利用して記憶装置に記憶された情報を読み出すことは一切不可能です。

（具体的な措置内容）

(3) 技術的安全対策措置を実施した後は、解除することが一切不可能です。

（具体的な措置内容）